

お得なビジネスカーリースのご案内

経費節約の切札

国産全メーカー全車種から
予算に合わせ見積り可!!

カーリースのメリット



1 経費や手間が省ける

2 基本、全額経費処理が可

3 車の購入資金(頭金)が不要^他

まずはお見積りを!!

オリックス自動車(株)
静岡支店
TEL 054-254-8016

詳しくは、青色申告会のHP・チラシをご覧ください
※お問合せの際に青色のチラシを見たとお伝え下さい。



記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理サービスの 新規利用者募集中!

記帳処理サービスは、利用者に記帳の
専属担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除
65万円を適用できるシステムを安価な費用負担で
活用できるので、大変好評です。

経理に不安のある方、会計の負担を
経済的に軽減したい方など、是非ご検討ください。

詳しいお問合せ・お申込みは 事業課 TEL0465-24-2614 へ。
※税理士会関与の方は、こちらのサービスのご利用はご遠慮下さい。

予定納税の概要
その年の5月15日現在に
おいて確定している前年分
の所得金額や税額などを基
に計算した金額(予定納税基
準額)が15万円以上である
場合、その年の所得税の一部
をあらかじめ納付するとい
う制度があります。この制度
を予定納税といいます。予定
納税額は、所轄の税務署長か
らその年の6月15日までに、
書面で通知されます。

予定納税の納付額及び 納付期間

予定納税は、予定納税基準
額の3分の1の金額を、第1
期分として7月1日から7
月31日までに、第2期分とし
て11月1日から11月30日まで
に納めることになっていま
す。

予定納税の減額申請
その年の6月30日の状況
で所得税の見積額が予定納
税基準額よりも大幅に少な
くなる人は、7月15日までに
所轄の税務署長に**予定納税
額の減額申請書**を提出して
承認されれば、予定納税額は
減額されます。

なお、第2期分の予定納税
額だけの減額申請は11月15
日までです(この場合には、
10月31日の状況において見
積ることとなります)。

(注)これらの期限が土曜日
日曜日又は祝日に当たると
きは、その翌日が期限とみな
されます。

予定納税の時期です! 減額申請は大丈夫?

白色申告者にも記帳が義務づけられる!!

個人の全ての白色申告者(事業や不動産貸付等)は、
平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

白色申告には青色申告にある特典が少ないかわりに、青色申告に
比べて楽なイメージがあるかもしれませんが、白色申告者にも
記帳が義務づけられました。いきなり記帳といわれても、無理だ
と思われる方もいらっしゃるかもしれません。

でもご安心ください。簡易な方法で記帳をしてもよいことになっ
ています。

記帳に不安のある方は、一度青色申告会にお尋ねくだ
さい。青色申告会では記帳個別指導会を1面掲載の通り、
開催します。記帳個別指導会においでいただき、その
不安をなくしませんか。



税のカレンダー

納期限を守りましょう!口座振替を利用しましょう!

●国民健康保険料(税)の納期限

【7月分】小田原市.....7月31日(木)
【第2期分】南足柄市・大井町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町・7月31日(木)
【第3期分】松田町.....7月31日(木)
【第4期分】真鶴町.....7月31日(木)
●後期高齢者医療保険料(普通徴収)
【7月分】小田原市.....7月31日(木)
【第1期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・
真鶴町・湯河原町.....7月31日(木)

●介護保険料の納期限

【7月分】小田原市.....7月31日(木)
【第1期分】中井町・大井町・松田町・山北町.....7月31日(木)
【第2期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町.....7月31日(木)
【第4期分】真鶴町.....7月31日(木)

●固定資産税・都市計画税の納期限

【第2期分】小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・
真鶴町・湯河原町.....7月31日(木)

※源泉所得税(1月~6月徴収分)

6ヵ月ごとの納付の特例の適用をうけている場合.....<納期限>7月10日(木)
※所得税の予定納税額の減額申請.....<申請期限>7月15日(火)
※所得税の予定納税額の納付(第1期分).....<納期限>7月31日(木)

個人事業税と自動車税に
ついては、預金口座からの
「口座振替(自動払込み)」に
より納税することができま
す。

納税のために出かける必
要がなく、また、納税の記録
が通帳に残りますので、便利
です。是非御利用ください。

●**取扱金融機関**
神奈川県内に本店又は支
店のある銀行、信用金庫、信
用組合、農業協同組合など。

●**申込方法**
「口座振替依頼書(自動払
込利用申込書)」が県内金融
機関や県税事務所に置いて
ありますので、必要事項を記
入し、押印の上、預金口座の
ある取扱金融機関へ提出し

県税事務所からのお知らせ 口座振替(自動払込み)による 納税制度の御案内

てください。

なお、お近くの県税事務所
に提出することもできます。

●領収証書

領収証書は、振替日から2
週間ほどで郵送させていた
だきます。

自動車税については、車検
に必要な納税証明書も郵送
します。

詳しくは神奈川県の水
ムページ「県税便利帳」で御
確認いただくか、県税事務所
までお問い合わせください。

小田原県税事務所
0465-32-8000(代表)



青色申告会

会の予定

7月

7月1日~10日 源泉税個別指導会
1日(火) 10:00 法律相談(1F)
8日(火) 10:00 年金相談(1F)
9日(水) 15:00 正副会長会議
17:00 顧問団会議
16日(水) 10:00 相続相談(1F)
17日(木) 14:00 税理士相談(1F)
18日(金) 10:00 法律相談(1F)
24日(木) 10:00 不動産相談(1F)
25日(金) 15:00 支部長会議(4F)
17:00 税務署・青色申告会の
意見交換会(5F)

【支部・事務局関係事業】

15日(火) 18:00 湯河原支部 幹事会
24日(木) 足柄上支部 親子租税教室(上野)
28日(月) 18:00 小田原城南支部 幹事会
18:30 橘支部 幹事会
29日(火) 18:30 川東支部 幹事会



小田原税務署からのお知らせ

平成26年
1月1日
から

非課税口座内の少額上場株式等に係る **いわゆるNISA**
配当所得及び譲渡所得等の非課税措置
が始まっています。

この非課税措置の適用を受けるためには、金融商品取引業者等に
非課税口座を開設し、非課税管理勘定を設定する必要があります。

非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者(対象者)	口座開設の年の1月1日において満20歳以上の居住者等
口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
非課税管理勘定設定数	各年分ごとに1非課税管理勘定のみ設定可(勘定設定期間ごとに1金融商品取引業者等に限り、ただし、勘定設定期間が異なれば、同一の金融商品取引業者等である必要はありません。)
非課税投資額	1非課税管理勘定における投資額(①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移管された日における終値に相当する金額の合計額)は100万円を上限 ※未使用枠は翌年以後繰越不可
保有期間	最長5年間、途中売却可(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
非課税投資総額	最大500万円(100万円×5年間)